

吉川市木造住宅耐震改修補助金交付規則

平成25年5月15日規則第26号

改正 令和4年3月30日規則第25号

(目的)

第1条 この規則は、吉川市建築物耐震改修促進計画に基づき、市内の既存木造住宅の倒壊等の被害を軽減し、安全な住宅の整備を促進するため、耐震改修を実施する既存木造住宅の所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が定める耐震診断基準に基づく一般診断法（現場調査により診断を行う場合に限る。）又は精密診断法により建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震改修 耐震診断による安全性の総合評価が1.0未満の住宅について、当該総合評価が1.0以上となることを目的とした耐震補強設計に基づき、当該耐震補強設計を行った者が適切に工事監理して行う改修をいう。
- (3) 住宅 市内に所在する一戸建ての自己用木造の専用住宅、二世帯住宅又は併用住宅（延べ面積の2分の1以上が居住用のものに限る。）で、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 昭和56年5月31日以前の建築確認に基づき建築されたもの
 - イ 地上2階建て以下の住宅で在来軸組構法又は枠組壁工法により建築されたもの
 - ウ 耐震診断による安全性の総合評価が1.0未満であるもの
 - エ 都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反していないもの

(補助事業等)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は耐震改修とし、補助金の額は補助事業に対する次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 次に掲げる金額のうちいずれか少ない額（以下「改修費用」という。）に100分の23を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じる場合にあっては、これを切り捨てた額）及び300,000円を比較して少ない額
 - ア 補助事業に係る経費の額

イ 補助事業を行った住宅の床面積の合計に1平方メートル当たり32,600円を乗じて得た額
(2) 補助金を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）が次のいずれかに該当するものであって、改修費用が300,000円を超える場合 100,000円

ア 高齢者（65歳以上の者をいう。以下同じ。）

イ 高齢者と同居している者

（補助対象者）

第4条 補助対象者は、住宅の所有者（個人に限る。）で補助金の交付申請時に市税を完納しているものとする。

（耐震改修工事施工者）

第5条 耐震改修の工事施工者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者

(2) 吉川市小規模建設工事等契約希望者登録に登録されている者

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業を実施する前に、吉川市木造住宅耐震改修補助金（変更）交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修見積書の写し（耐震改修に係る部分の見積りに限る。）

(2) 耐震改修前の現場写真

(3) 耐震補強設計における耐震診断による安全性の総合評価、補強方法を示す設計図書等、耐震改修の内容が分かる書類

(4) 所有者が複数いる場合にあっては、所有者全員が耐震改修を実施することに同意する書類

(5) 申請者が高齢者と同居していることが分かる書類（申請者が第3条第2号イに掲げるものである場合に限る。）

(6) 工事監理を行う建築士の資格証の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

2 住宅の所有者が複数いる場合は、所有者のうちの1人が申請するものとする。

（交付決定）

第7条 市長は、交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、審査結果を吉川市木造住宅耐震改修補助金（変更）交付決定・却下通知書（様式第2号。以下「交付通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定した場合に係る交付通知書の交付に際し次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に係る経費の額に変更を生じるときは、市長の承認を受けること。
- (2) 補助金を補助事業のみに使用すること。
- (3) 補助事業を中止するときは、市長の承認を受けること。

(工事等の変更等)

第8条 補助金を交付する旨の決定が記載された交付通知書を受けた者（以下、「交付決定通知者」という。）は、補助事業に係る経費の額に変更を生じるときは、交付申請書及び第6条第1項各号に掲げる書類のうち内容に変更が生じる書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請書の提出があった場合には、その内容を速やかに審査し、審査結果を交付通知書により変更交付申請書を提出した者に通知するものとする。

3 交付決定通知者は、補助事業を中止しようとするときは、吉川市木造住宅耐震改修補助金補助事業中止申請書（様式第3号。以下「中止申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による中止申請書の提出があった場合には、その内容を速やかに審査し、審査結果を吉川市木造住宅耐震改修補助金補助事業中止承認・不承認決定通知書（様式第4号）により当該中止申請書を提出した者に通知するものとする。

(実地調査)

第9条 市長は、必要と認めるときは、補助事業の状況について実地調査を行うことができる。

(実績報告)

第10条 交付決定通知者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から30日以内に、吉川市木造住宅耐震改修実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）を提出しなければならない。

2 実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 耐震改修に係る領収書の写し（耐震改修に係る部分の領収書に限る。）
- (2) 耐震改修の工事中及び竣工後の現場写真
- (3) 耐震改修の内容が分かる書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(補助金額の確定)

第11条 市長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、耐震補強が適正に行われたと認めるときは、当該補助金の額を確定し、吉川市木造住宅耐震改修補助金交付額確定通知書

(様式第6号。以下「確定通知書」という。)により交付決定通知者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 確定通知書を受けた者は、補助金を請求するときは、吉川市木造住宅耐震改修補助金請求書(様式第7号。「以下請求書」という。)に必要な事項を記載の上、市長に提出するものとする。

2 前項の請求書には、交付通知書の写しを添付しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により請求書を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定通知者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、吉川市木造住宅耐震改修補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容又は交付決定に付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、既に交付された補助金について、前条の規定による取消しをした場合は、吉川市木造住宅耐震改修補助金返還命令書(様式第9号)により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第15条 補助金を受けた者は、補助事業に係る収支の状況を帳簿その他証拠書類により整備しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿その他の証拠書類は、当該補助事業の完了する日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月13日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。